特　記　仕　様　書（案）

業 務 名　　沖縄県栽培漁業センター稚魚飼育水槽 10ｔの上屋及び水槽設計業務

建設場所：沖縄県本部町大浜 853-1　沖縄県栽培漁業センター

履行期間：契約締結日の翌日から令和８年２月 27 日まで

業務内容
　本業務は、沖縄県栽培漁業センター施設の経年劣化等により爆裂及び崩落した稚魚飼育水槽内の上屋、水槽、フロア、配管、配線工事の設計業務である。

（適用について）
第１条　本特記仕様書に記載されていない事項及び仕様書等に疑義が生じた場合は、その都度協議し、調査職員の指示を受けなければならない。

（本業務の変更業務委託料）
第２条　本業務の業務委託料を変更協議する場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合の変更協議または関連する業務の予定価格の算定にあたっては、本業務の請負比率（当初契約額÷当初設計額）を変更業務価格または関連業務の設計額に乗じた額で行うものとする。ただし、見積書が本業務の請負比率（当初契約額÷当初設計額）を変更業務価格または関連業務の設計額に乗じた額より低い場合は、この限りではない。

（管理技術者の資格要件）
第３条　管理技術者は、以下のいずれかの資格を満たす者とする。
・建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に規定する一級建築士
・建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に規定する二級建築士
・平成27年4月以降に、水産物養殖場1,000㎡以上に係る設計業務の実績を１つ有していること。
　※設計業務は国、地方公共団体又はそれに準ずる機関が発注する業務であること。
・上記設計と同様の業務であって、発注者が認めるもの。

（管理技術者の直接的雇用関係）
第４条　管理技術者は、本業務の受注者と直接的な雇用関係にあること。なお、「直接的な雇用関係」とは、本業務契約締結時において、雇用関係があることをいう。
２　「直接的な雇用関係」を証明する資料（健康保険被保険者証又は雇用保険被保険者証の写し等、公的なもの）を、着手届と共に提示しなければならない。

（リサイクル認定資材の原則使用の明記）
第５条　本業務を進めるにあたり、「沖縄県リサイクル資材評価認定制度」にて認定を受けた資材(ゆいくる材)が利用できる場合は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材は原則使用、それ以外のゆいくる材は経済性を考慮し率先使用するものとし、設計図面等に明記するものとする。

なお、当該評価認定制度及び評価認定を受けた「ゆいくる材」については、沖縄県技術・建設業課のホームページ（下記アドレス）を参照すること。
【http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/kanri/jigyou/yuikuru.html】

（配置技術者の確認）
第６条　受注者は、共通仕様書に基づく業務計画書の業務組織計画（建築設計業務委託共通仕様書第３章：沖縄県土木建築部建設コンサルタント業務関係様式一覧第５号様式）に、配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。　なお、変更業務計画において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
２　発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。

（保険加入）
第７条　受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とする保険に加入している旨を業務計画書に明示すること。
ただし、調査職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

（業務環境の改善）
第８条　業務環境に関しては、業務着手時の打合せ時に協議し、取組内容を設定すること。なお、取組内容は打合せ記録簿へ記録すること。
２　対象物は劣化しているため作業の際は十分に安全対策を講じること。

（打合せ）
第９条　打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、調査職員に提出すること。
・業務着手時
・中間打合せ（１回）
・成果物納入時
・調査職員又は管理技術者が必要と認めた時

（着手時の届出書）
第１０条　受注者は、本業務着手前に以下の書類を調査職員に提出しなければならない。
・着手届、業務工程表、管理（担当）技術者通知及び経歴等
・業務計画書
（業務概要、実施方針、業務工程、業務組織計画、打合せ計画、成果物の品質を確保するための計画、成果物の内容及び部数、使用する主な図書及び基準、連絡体制（緊急時含む）、使用する主な機器、その他）

（再委託）
第１１条　受注者は、業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ、業務一部再委託（変更）承諾願及び履行体制に関する書面を提出し、発注者から承諾を得なければならない。

（完了届の提出）
第１２条　受注者は、本業務完了後に以下の書類を調査職員に提出しなければならない。
・業務完了通知書
・業務［成果物・報告書］引渡書

（成果物の提出）
第１３条　本業務は、電子納品対象業務とし、電子納品と紙媒体の成果物をそれぞれ一式ずつ調査職員へ提出すること。
・紙成果物　　１式
・電子納品（ＣＤ－Ｒ）　１式
・その他（調査職員が指示するもの）

（設計内容）
第１４条　本業務の内容は、以下のとおりとする。
（１）稚魚飼育水槽 10ｔ等の更新及び解体設計業務
（２）改修工事の積算書作成業務

（設計条件）
第１５条　設計業務の内容及び範囲は、以下のとおりとする（建築設計業務委託共通仕様書第２章）。
（１）稚魚飼育水槽 10ｔ等の更新及び解体設計業務
【対象】
１）水槽、付属物設計計画
ア　水槽、付属物の更新設計
・部材の欠損状況などを現場で調査し更新及び解体方法を決定する。
・水槽、付属物の経済比較及び設計計算を行う。
イ　更新及び解体の図面作成（仕様書を含む）
・水槽、付属物の更新及び解体計画と施工計画の作成を行う。
・作成する図面の図面目録は第１６条のとおりとする。
・総合仮設図を作成する。
２）上屋及び設備の調査と概略検討
ア　上屋柱脚の調査
・目視調査を行い損傷個所について記録を残す。
イ　設備撤去、復旧、新設の概略検討
・水槽、付属物の撤去、復旧、新設の概略設計を行う。
（２）改修工事の積算書作成業務
１）積算範囲
ア　水槽、付属物の更新及び解体の工事費の積算
イ　設備の撤去、復旧、新設の概算工事費の積算
２）積算書及び数量計算書、拾い図の作成
ア　積算書及び数量計算書はエクセルファイルで提出すること
イ　積算は、沖縄県及び国土交通省、又はそれに準ずる機関の基準書に基づき行うこと（※工事の特記仕様書も同様）
ウ　概略工事工程表の作成

３）見積徴収
ア　見積を徴収する場合は、原則３社以上の見積を徴収すること
イ　特別な理由があり、２社または１社のみの見積を徴収する場合は理由書を作成すること

（３）その他

ア　報告書の作成

本業務は、上屋・設備の調査と概略検討及び改修工事の積算書作成業務の報告書作成に当たっては、前提条件整理、設計条件、上屋・設備などの検討を整理しまとめる。また、検討経緯等を総合的に取りまとめるものとする。

イ　協議・報告

本業務に係る打合せ等は、業務計画書にその協議内容を明記し、「業務着手時」、「中間報告時」、「成果品納入時」の合計３回を基本とするが、適宜発注者と協議が必要な場合に行うものとする。

（設計与条件）

第１６条　本業務の改修施設は、幅 8.6m・長 13.45mの 115.67 ㎡の施設（Ｓ造屋根）とする。稚魚飼育棟 10ｔの図面は、以下のとおり。

設計業務に関する算定方法は、国土交通省：官庁施設の設計業務等積算要領（平成 21 年４月１日国営整第３号）の「２．設計業務に関する算定方法１（床面積に基づく算定方法)」を用いることとする。

（完成図書の提出）

第１７条　本業務における完成図書は、以下のとおりとし、電子納品（ＣＡＤ図等）と紙媒体の成果物一式を提出すること。また、その他で提出する書面等の取り扱いについては、別途、監督職員と協議するものとする。

・業務概要書（契約内容等、位置図、出来高数量、実施業務工程表、業務状況（フロー図）等）
・打合せ書類関係
・検討書
・改修図面
　※図面はＪＷ－ＣＡＤに対応している「ＤＸＦ、ＤＷＧ、ＪＷＣ、ＪＷＷ」ファイルのいずれかで提出すること
・積算書（数量計算書及び拾い図含む）
　※積算書及び数量計算書はエクセルで提出すること
・写真（損傷状況が分かる資料や業務様子など）
・電子納品に関する基準は、「電子納品に関する手引き（沖縄県土木建築部)」による。

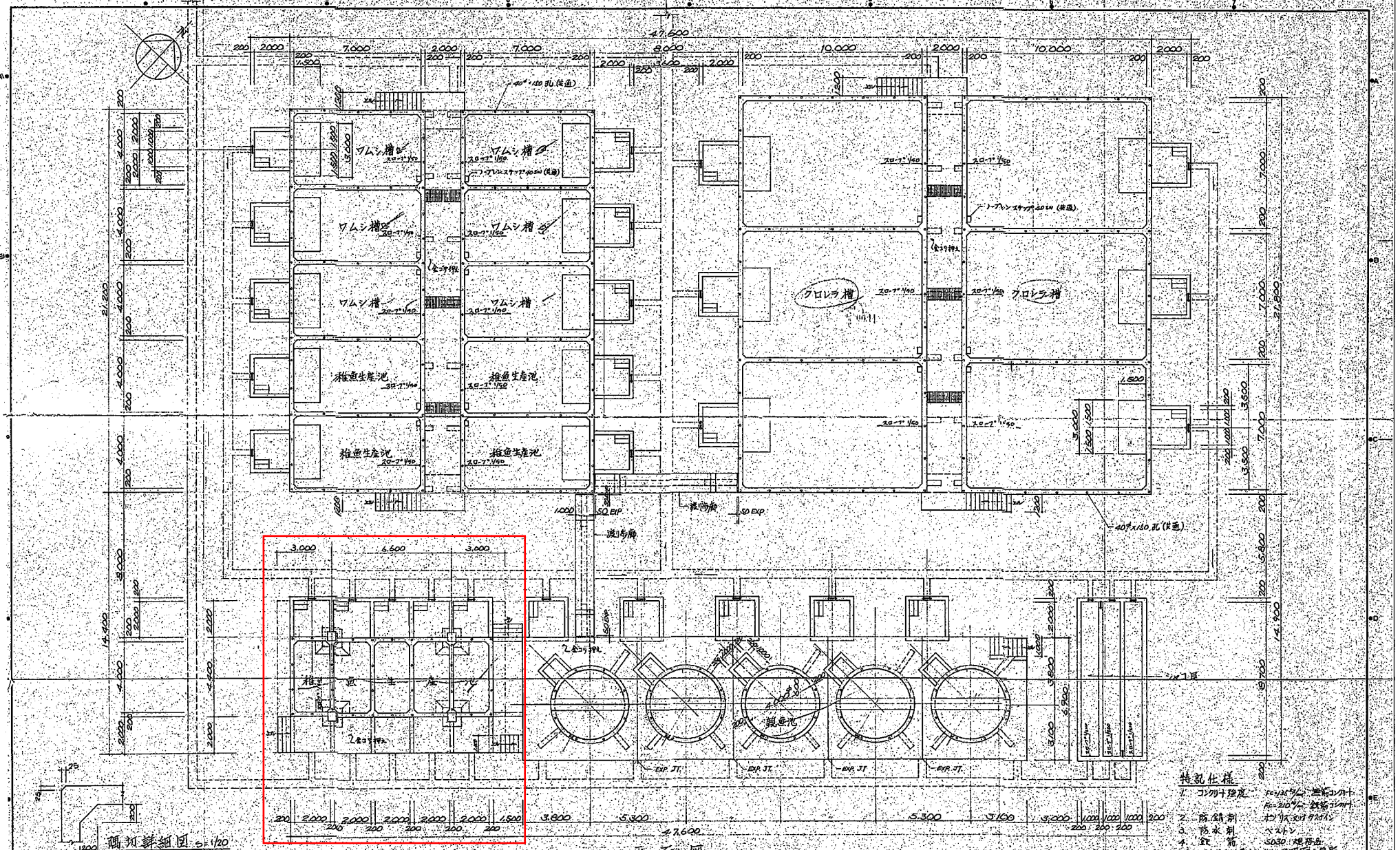
ワムシ槽
稚魚生産池
クロレラ槽
親魚池
渡り廊下
EXP. JT.
40φ×150 孔(貫通)
特記仕様
1. コンクリート強度 FC=135kg/cm² 無筋コンクリート
FC=210kg/cm² 鉄筋コンクリート
2. 防錆剤 オンリュウ 201 ケスイン
3. 防水剤 ベストン
4. 鉄筋 SD30 規格品
5. パイプスリーブは スリーブ図面を参照
KUNI-KEN ARCHITECTS-ENGINEERS CO.LTD
国建設計工務株式会社
沖縄県栽培漁業センター新築工事
平面図
A-4
1/100
昭55.5.7

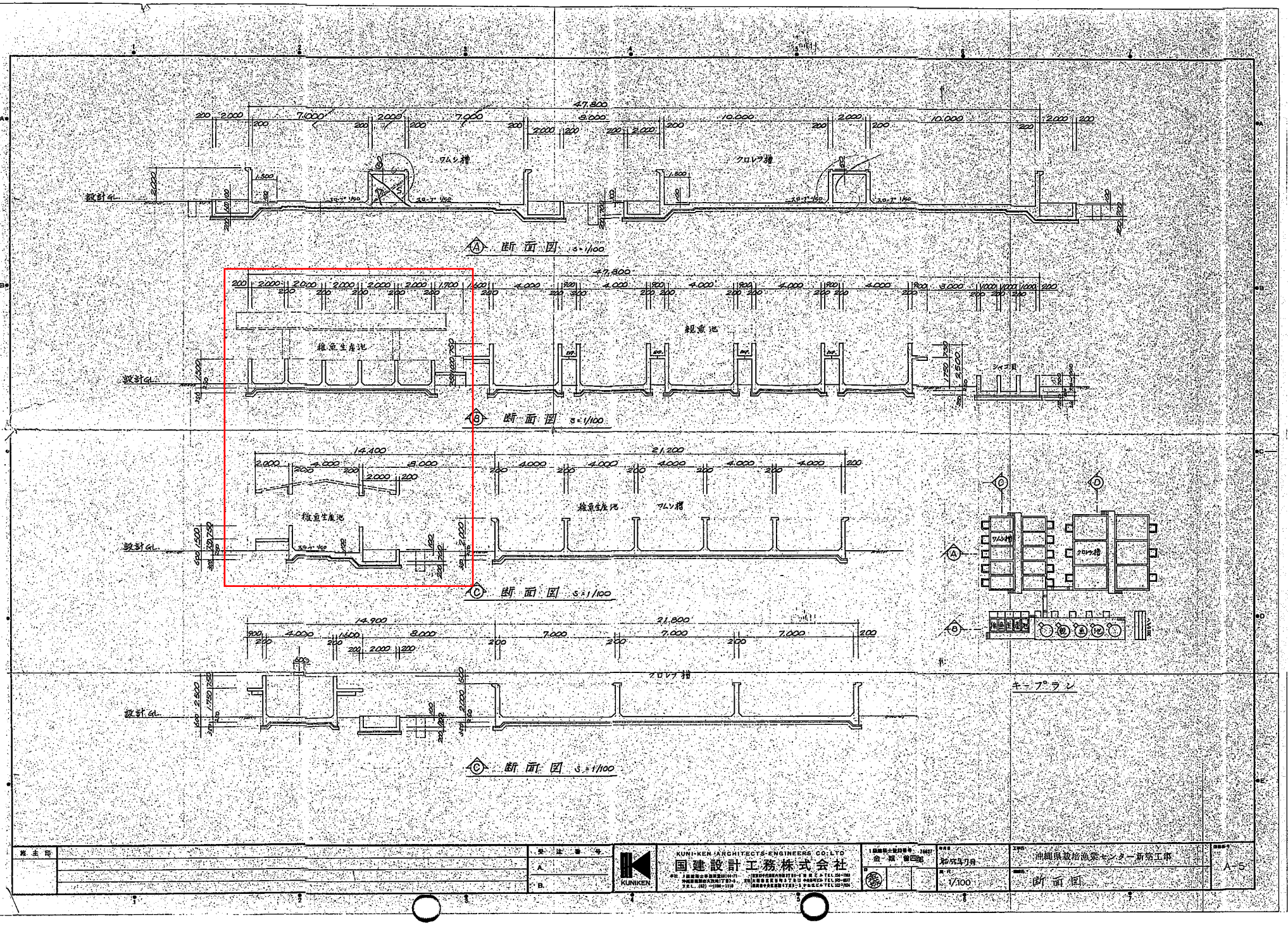
47,800
7,000
8,000
10,000
2,000
ワムシ槽
クロレラ槽
設計GL
Ⓐ 断面図 S=1/100
47,800
4,000
5,000
1,000
種苗生産池
親魚池
シャコ貝
Ⓑ 断面図 S=1/100
14,400
21,200
8,000
種苗生産池
ワムシ槽
Ⓒ 断面図 S=1/100
14,900
21,800
7,000
クロレラ槽
Ⓒ 断面図 S=1/100
キープラン
KUNI-KEN ARCHITECTS-ENGINEERS CO.,LTD
国建設計工務株式会社
KUNIKEN
沖縄県栽培漁業センター新築工事
断面図
1/100
A-5

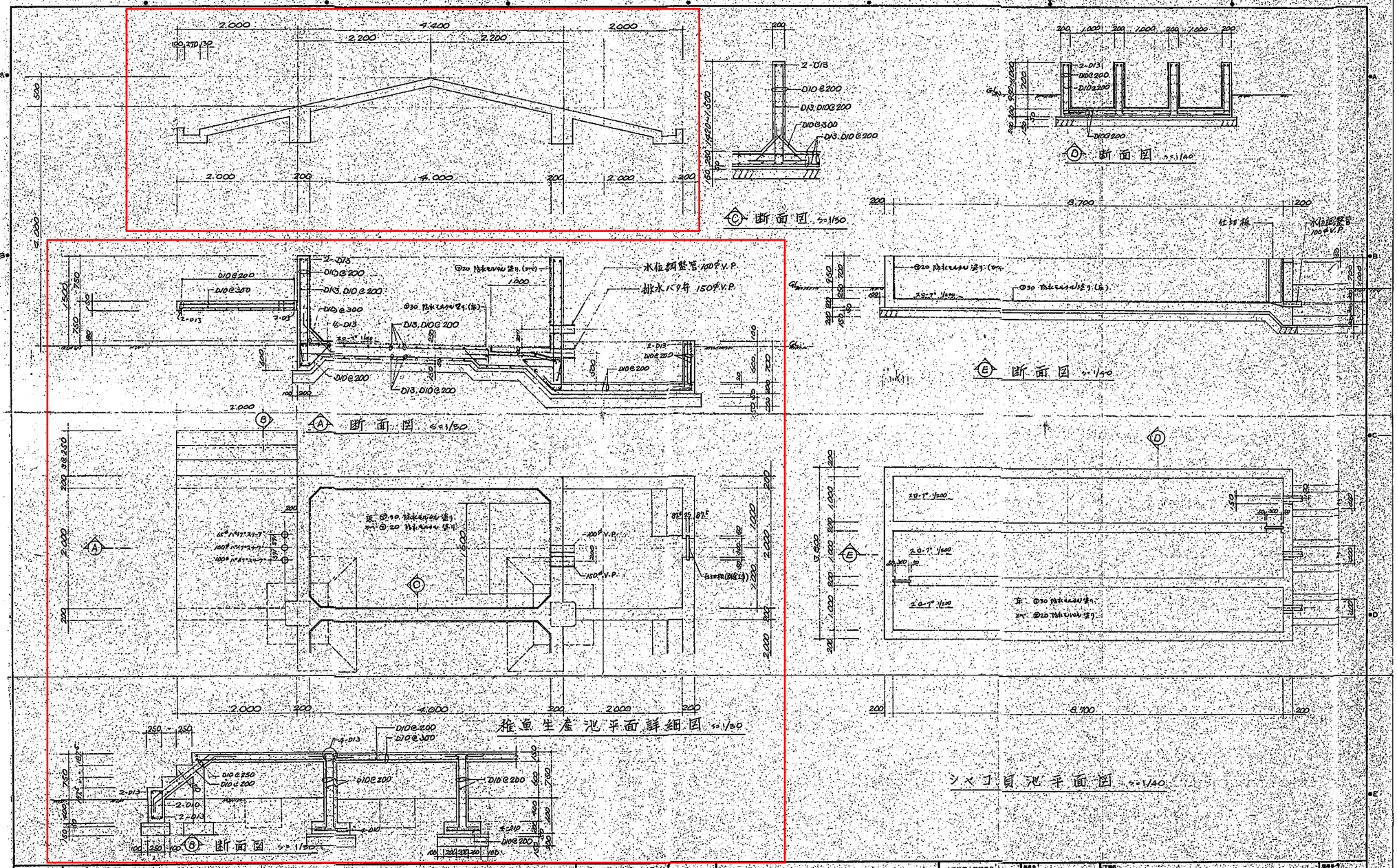
Ⓐ 断面図 S=1/30
Ⓑ 断面図 S=1/50
Ⓒ 断面図 S=1/50
Ⓓ 断面図 S=1/40
Ⓔ 断面図 S=1/40
稚魚生産池平面詳細図 S=1/50
シャコ貝池平面図 S=1/40
水位調整管 100φV.P.
排水パイプ 150φV.P.
KUNI-KEN ARCHITECTS·ENGINEERS CO.,LTD.
国建設計工務株式会社
KUNIKEN
沖縄県技術漁業センター新築工事
稚魚生産池 シャコ貝池 詳細図
1/30
A-9

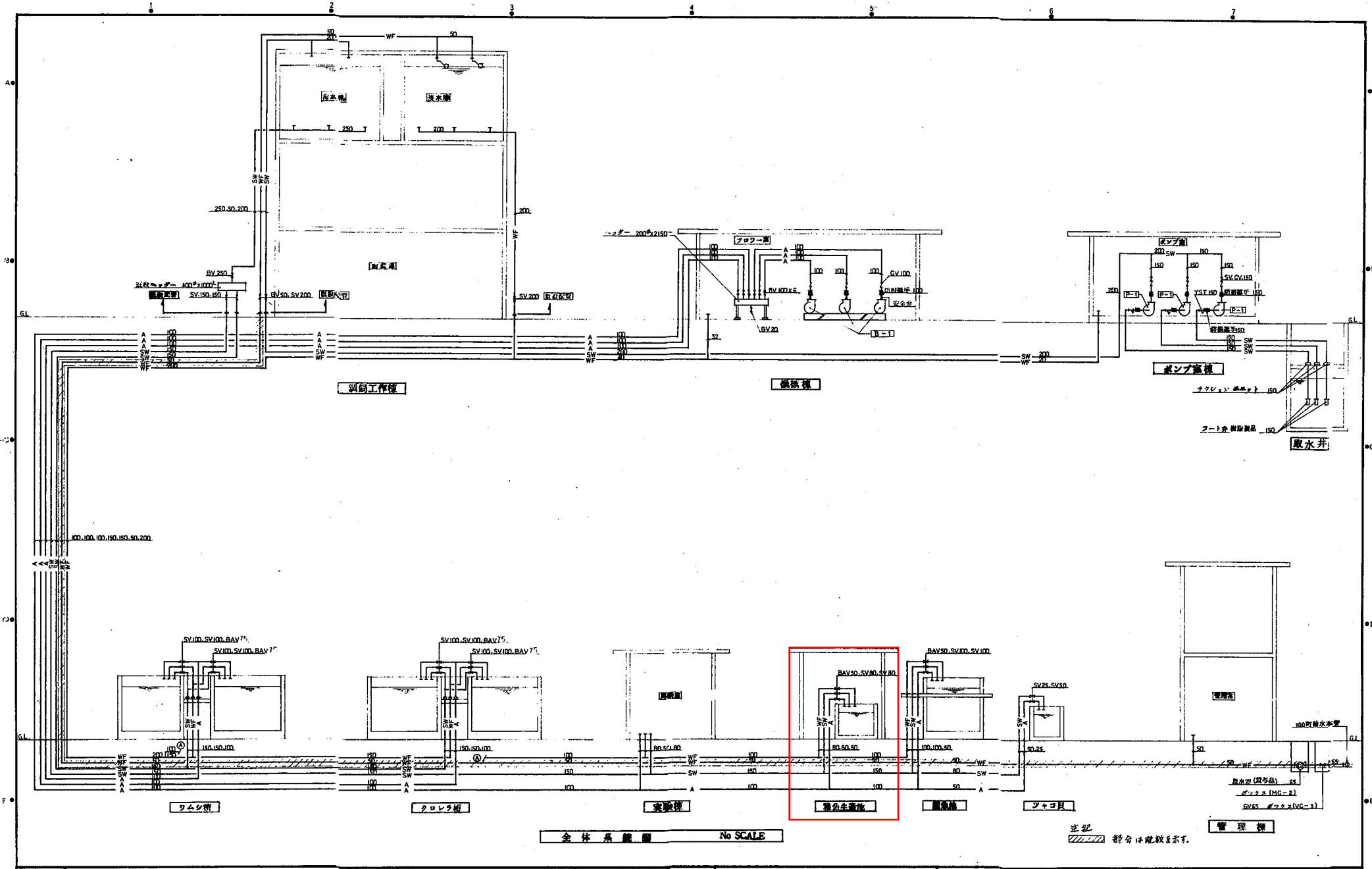

施主印		受注番号 A. B.	KUNI-KEN ARCHITECTS-ENGINEERS CO. LTD 国建設計工務株式会社	一級建築士登録番号 金城 智四郎	S.57.9. No SCALE	沖縄県栽培漁業センター構内 機械設備工事 (その2) 全体系統図 M-3

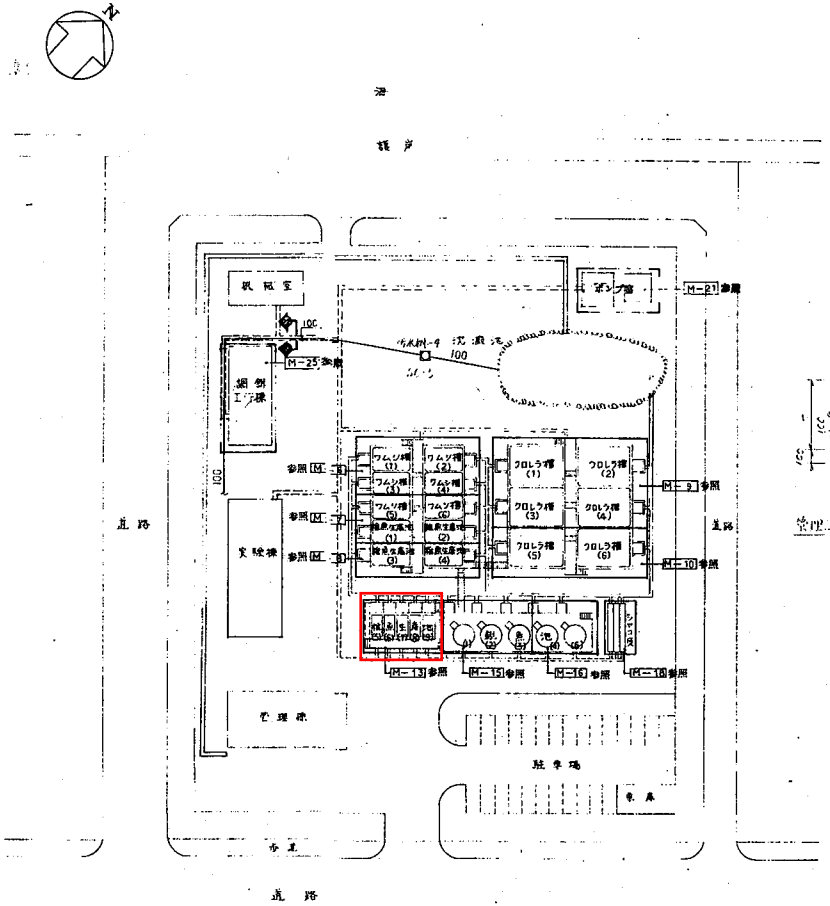

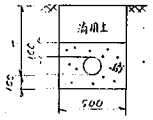

管理棟部屋切り埋戻し図

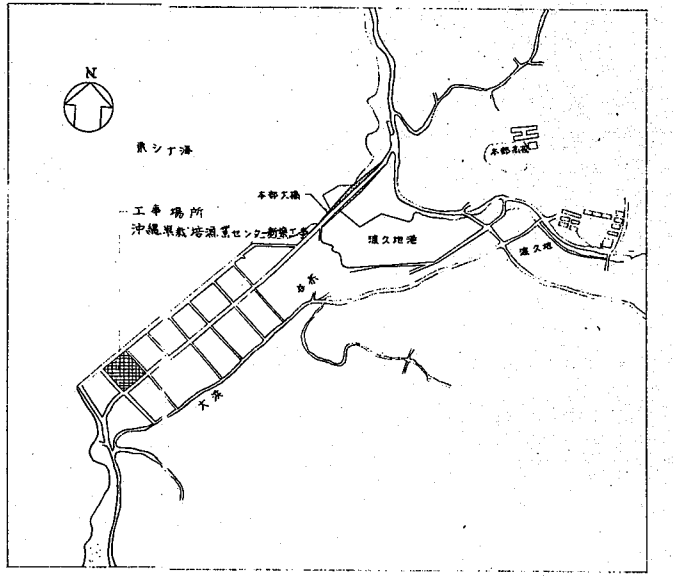

附近見取図　No SCALE

凡例

記号	名称	材質
—A—	空気配管	硬質塩化ビニール管(HIVP)
—SW—	海水配管	硬質塩化ビニール管(HIVP)
—WF—	淡水配管	硬質塩化ビニール管(HIVP)
—SV—	スルース弁	本体PVC製品
—BV—	バタフライ弁(ウンバー)	本体PVC製品、空気配管(65°以上)及び排水用
—BAV—	ボール弁	HT-PVC製品、空気配管(50°まで)
—CV—	チェック弁(スイング式)	プラスチック製品

海洋技術センター図

全体配置図(図面案内図)　SCALE: 1:500

施主印		受注番号 A. B.	KUNIKEN 国建設計工務株式会社 KUNI-KEN ARCHITECTS-ENGINEERS CO.LTD	1級建築士登録番号 76627 金城 曾四郎	年月日 S.57.9	工事名 沖縄県栽培漁業センター構内 機械設備工事 (その3)
					縮尺 1:500 No SCALE	図面名 全体配置図(図面案内図)及び附近見取図・凡例
						図面番号 M-4

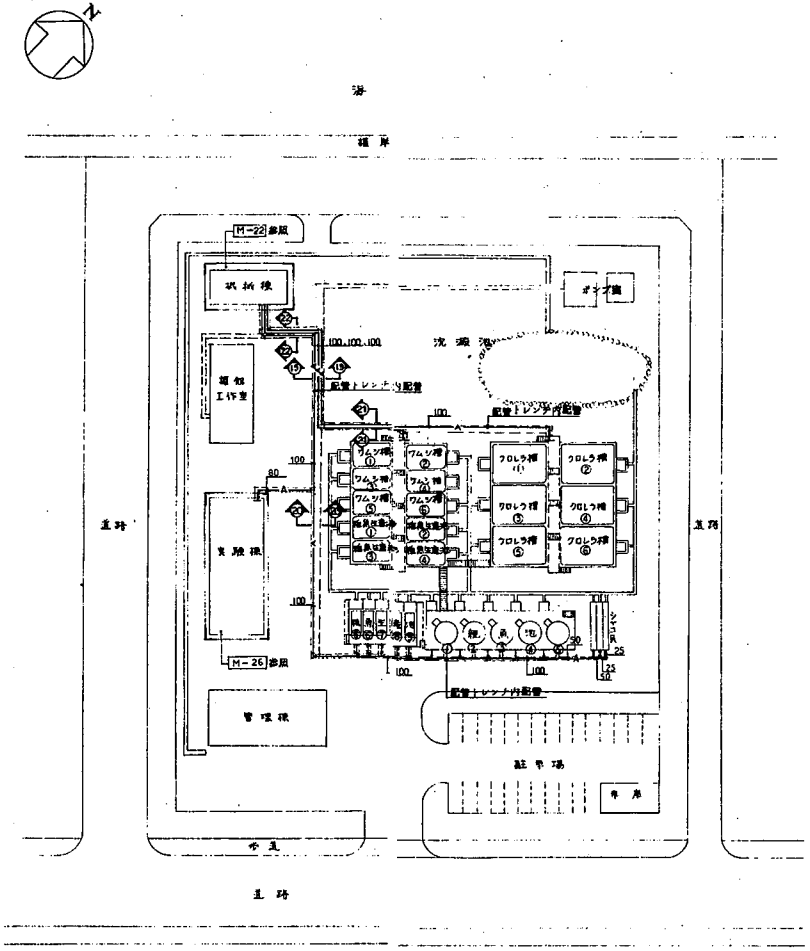

屋外配管トレンチ内配管図（空気配管）　SCALE 1:500

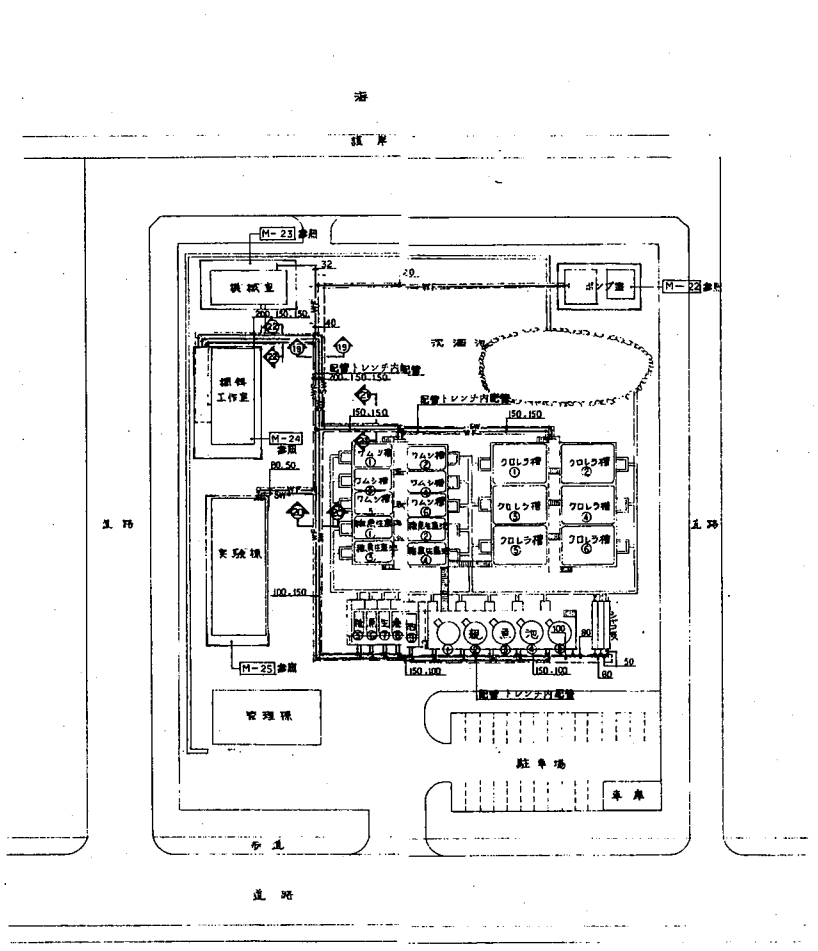

屋外配管トレンチ内配管図（海水及び淡水配管）　SCALE 1:500

※ 註記：(1)配管トレンチ内詳細は M-19 の ⑲、㉑、㉓、を参照の事。

施主印		受注番号	A. B.

KUNI-KEN ARCHITECTS·ENGINEERS CO;LTD
国建設計工務株式会社
本社 1級建築士事務所建設大臣登録第144-71 沖縄県那覇市久茂地7丁目1-3 TEL.(02)-1196-1119
支店 宮古事務所 宮古郡平良市字下里1丁目1番地 中央ビル TEL.(0980)-72-0227
那覇事務所 那覇市泉崎1丁目8-1 かみもとビル TEL.(098)-861-7594

1級建築士事務所登録番号 6437 金城 徳四郎

年月日 S57.9.	工事名 沖縄県栽培漁業センター構内機械設備工事（その1）	図面番号 M-5
縮尺 1:500	図名 屋外配管トレンチ内配管図（空気・海水及び淡水等）	

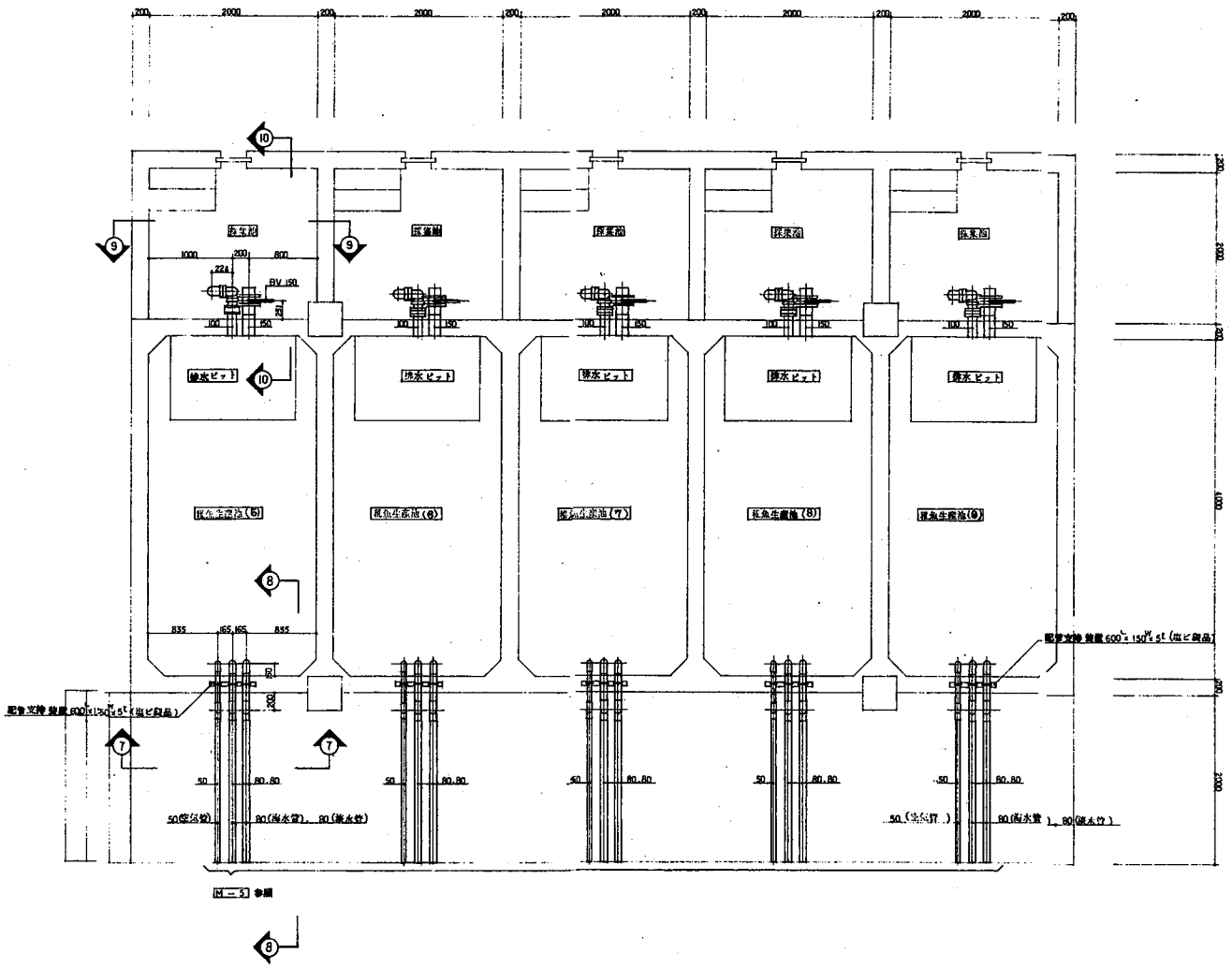

施主印		受検番号 A. B.	KUNI-KEN ARCHITECTS-ENGINEERS CO; LTD 国建設計工務株式会社	一級建築士登録番号 78027 金城 勝四郎	S.57. 9 / 1 : 30	沖縄県栽培漁業センター構内機械設備工事（その1） / 稚魚生産池(5)(6)(7)(8)(9)― 海水，淡水及び空気配管等平面詳細図	M－13

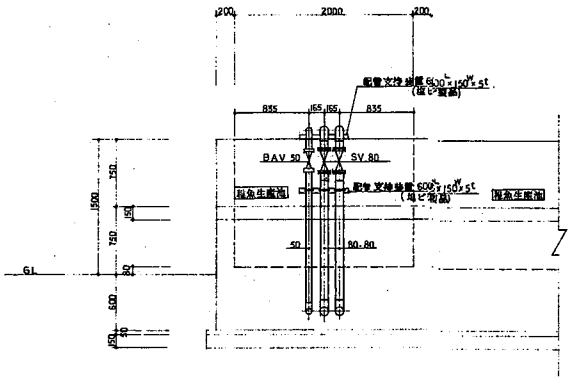

⑦—⑦ 断面詳細図　SCALE: 1:30

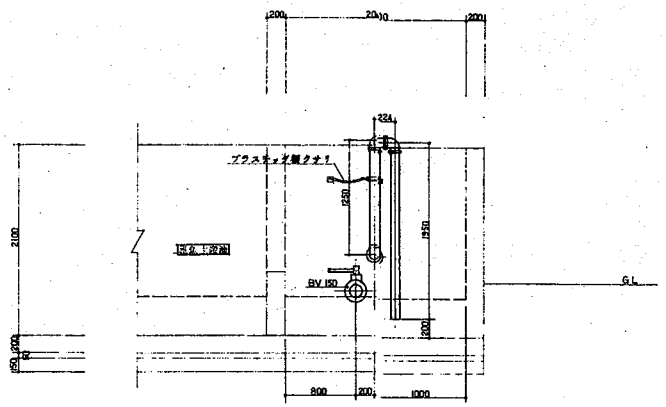

⑨—⑨ 断面詳細図　SCALE: 1:30

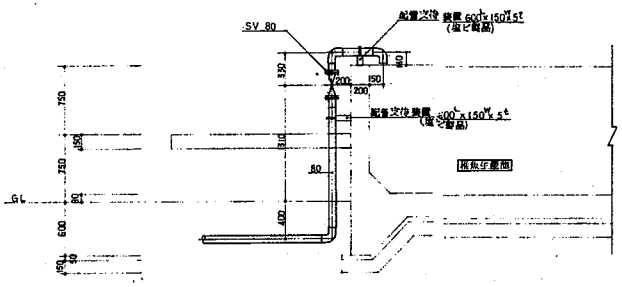

⑧—⑧ 断面詳細図　SCALE: 1:30

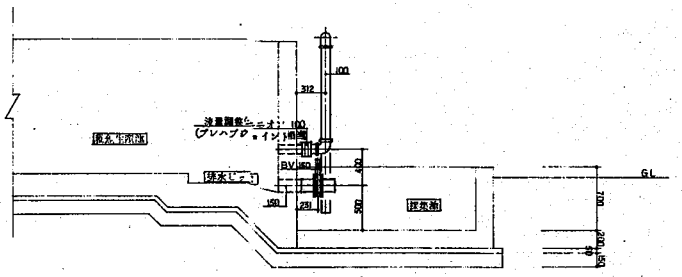

⑩—⑩ 断面詳細図　SCALE: 1:30

施主印		受注番号 A. B.	KUNIKEN KUNI-KEN ARCHITECTS-ENGINEERS CO.LTD 国建設計工務株式会社	一級建築士登録番号 金城 曽四郎	S57.9 / 1:30	沖縄県栽培漁業センター構内 機械設備工事 (その2) / 稚魚生産池 (5)(6)(7)(8)(9) 海水, 淡水 及び 空気配管等断面詳細図	M-14